



てんかわ



祝 天川村営入浴施設300万人達成!!



主な内容

祝！天川村営入浴施設300万人達成!!	2・3
7月1日から天川村の子育て支援策が大幅に拡大されます	4
保健事業のお知らせ	9
国保診療所・ほほえみポート天川・ごみ収集 7月の予定表	10・11
議会だより	16～18
お知らせ	19

No.389

6

祝

天川村営入浴施設300万人達成！

天川村営入浴施設300万人突破記念キャンペーン

天川村営の日帰り入浴施設である「天の川温泉」「洞川温泉」「みずはの湯」3施設の利用者が、5月31日(日)に累計300万人を達成いたしました。この日、開館直後の11時05分に天の川温泉に來場された、愛知県小牧市の藤井良子さんが幸運を射止め、300万人の代表感謝人として、柿坂天川村長から認定証明書と天川村満足宿泊券を贈呈いたしました。

また、各施設では新たな始まり飛翔賞も贈呈されました。洞川温泉では、京都市からお越しの村上さんは、「45年間大峯山に登り続けたおかげでご利益がありました。」と感想を述べられ、みずはの湯でも、ご家族で入館された三郷町の南さんは、「夏にまた来ます。」と笑顔で、今秋のもみじまつりへリコプター遊覧飛行券などをお受け取りいただきました。

◆300万人記念賞…天川村満足宿泊券

(11宿泊券3万円+特産品お買物券5千円+1年間特別村民優待加入)

愛知県小牧市 藤井 良子 様

藤井さんは、村営の三湯制覇湯札を目当てにご夫婦で今回初めて天川村を訪れ、「突然のことですごく驚きました。たくさん商品を持っていただきありがとうございます。この券を持って是非再訪します。」と笑顔で感想を述べられました。

◆新たな始まり飛翔賞 (各施設1人計3名)

もみじまつり遊覧飛行招待券+入浴回数券)

天の川温泉…愛知県小牧市 藤井 和宏 様
洞川温泉…京都市京都市 村上 健造 様
みずはの湯…奈良県三郷町 南 正和 様



また、これに先立ち実施してまいりました、300万人突破記念キャンペーンカウントダウンクイズ「ぴったり」賞・「前後」賞の抽選を行い、ご応募いただいた208通の中の正解者から、柿坂村長により厳正なる抽選を実施し、次の方が当選されました。

正解：5月31日

(前後賞：5月30日及び6月1日)

ぴったり賞：洞川温泉ペア宿泊券(3万円)・

特産品・村営入浴施設共通ペア
無料入浴券

大阪府交野市 栗田 忠良 様

前後賞：天川村営入浴施設共通回数券

(11枚綴) 1冊

5月30日応募から

兵庫県尼崎市 国領 啓子 様

6月1日応募から

大阪府堺市 西野 秀雄 様

以上、「300万人突破代表感謝人！」として、これまでご利用のみなさまを代表して感謝の気持ちを込めてプレゼントさせていただき、また6月12・13日には、感謝祭と称し、各施設無料開放を実施いたしました。

みなさまお一人お一人の支え、積み重ねで、この日を迎えることができ、厚く感謝申し上げます。

また、新聞各社が大きく取り上げていただき、天川村に3つの入浴施設があり、大きな数字を生み出す人気のスポットであることがうまく広報宣伝でき、さらには、たまたま記念の賞に当たった皆様からもこれ以上ないコメントをいただき、大成功となりました。

新たな始まりに際し、今後ともお一人でも多くのご利用の後支援をお願い致します。ありがとうございます。

【お問合せ】 天川村総合案内所
☎：63-0999
FAX：63-0888
Mail：kankou@vill.tenkawa.lg.jp

天 川 村

世界遺産「大峯真駒道」

はじまり、そして再び……。こころが還る「天川村」

7月1日から天川村の子育て支援策が大幅に拡大されます。

天川村では子育て支援策として現在天川村新生児養育手当を支給しておりますが新たに乳幼児医療費助成制度の拡充と、任意予防接種料金の公費負担を実施します。

☆乳幼児医療費助成制度の大幅拡充☆

- 7月1日から従来の乳幼児医療助成事業を拡大し、対象者を大幅に引き上げます。
- 乳幼児医療費助成が大幅に拡充され対象年齢が15歳(中学校3年生)までになります。
- 患者一部負担金が「なし」に所得制限も「撤廃」されます。
- ただし、助成対象は天川村乳幼児及び児童・生徒医療費助成条例に定める範囲内です。
(例 入院時の保険外の部屋代等は対象外)

	改正前	改正後
制度の名称	乳幼児医療費助成制度	乳幼児及び児童・生徒医療費助成制度
対象者 (対象年齢)	天川村に住所を有する0歳から小学校就学前までの者	天川村に住所を有する0歳から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者
一部負担	1レセプト当たり1か月 500円 入院(14日以上)1000円	無
手続き	年1回申請 県外受診分は随時申請	0歳から小学校就学前の方は従来通り小学生から15歳の方の保護者は医療機関で支払った領収書を持参して役場で随時申請。
医療証	対象者に医療証交付	0歳から小学校就学前の方は従来どおり対象者(所得制限が撤廃)に交付。小学生から15歳の方には医療証は交付されません。

お問い合わせ 住民課福祉医療係 ☎63-0321

☆任意予防接種料公費負担☆

任意予防接種であるインフルエンザ菌b型(Hib)、インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘などの任意予防接種を受けた料金を公費負担(村で負担)します。

対象：天川村に住所を有する15歳(中学校3年生)までの方。

方法：医療機関で接種後に領収書及び母子手帳(予防接種の記録が確認できる物)及び振込先をほほえみポート天川内住民課へ申請。

※任意予防接種の料金を村で負担する制度です。任意予防接種については、従来通り保護者の判断により医療機関で受けて下さい。任意予防接種の案内を村で行うことはありません。

お問い合わせ ほほえみポート天川内住民課 保健師 ☎63-9110



選挙人名簿登録者数

平成21年6月2日に天川村選挙管理委員会が開催され、選挙人名簿の定時登録が行われました。今回の定時登録による選挙人名簿者数は次の表のとおりです。

	男	女	合計
21.3.2の選挙人名簿登録者数（定時）	763	869	1,632
名簿抹消者数	8	13	21
名簿登録者数	3	2	5
21.6.2の選挙人名簿登録者数（定時）	758	858	1,616

第59回社会を明るくする運動

7月は社会を明るくする運動の強調月間です。

“社会を明るくする運動”は

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

“重点事項”

犯罪や非行をした人たちの就労支援を地域全体で進めていきます。

行動目標

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう。
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう。
- ③ これらの点について、地域社会で理解が得られるよう協力しよう。

まずは、あなたのできることから

ひとり・ひとりが『できること』をみつけ、具体的な行動を起こしていきましょう。

奈良県青少年指導員連絡協議会に参加

去る6月7日(日) 橿原市の奈良県社会福祉総合センターにおいて、奈良県青少年指導員連絡協議会が開催され、本村からは中山三智弘指導員が出席し、2008年度事業報告・収支決算報告・監査報告、2009年度事業計画案・予算案について協議が行なわれました。その後、畿央大学の目良宣子先生による「ひきこもる青少年の現状」について講演会が行なわれました。

吉野川マナーアップキャンペーン開催

日時 : 7月21日から8月31日
場所 : 吉野川及び支川の河川敷
概要 : 吉野川は奈良の大事な資源です。
美しい吉野川を守るため、遊んだあとのゴミの持ち帰りなどマナーの向上勧めます。

第50回吉野郡民体育大会春季大会

第50回吉野郡民体育大会春季大会が平成21年5月9・10日に開催され、本村からは剣道競技とボウリング競技に参加しました。

剣道競技につきましては、上北山中学校体育館で開催されました。

北斗剣道クラブ6人が参加し、各選手の白熱した試合に負けじと、仲間・家族の方の応援もあり、普段の実力を十分に発揮できました。

剣道競技の結果

小学生中学年の部

第三位 杉本 樹斗

第三位 松村 壮透



ボウリング競技は10日の総合開会式より一足早く、9日に吉野ラッキーボウルにて開催されました。

本村からは2チームが参加し、各選手一生懸命頑張ってくれました。

参加していただきました、北斗剣道クラブ・ボウリングチームの皆さん、有難う御座いました。

差別をなくす村民集会開催のお知らせ

7月は、「差別をなくす強調月間」と定め、県下全域で部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向けた運動が展開されます。

本村においても来る7月24日(金)午後1時30分から山村開発センター大ホールにおいて、差別をなくす村民集会を開催いたします。

村民の皆様のご参加をお待ちしております。

なお、送迎バスを下記の時刻表により運行しますので、ご利用ください。

場所	塩野橋	塩野	広瀬下	下山西	中山西	上山西	下庵住	中庵住	上庵住	下和田	上和田	中栃尾	九尾	坪内	弁天橋	沢原	中谷	センター
時間	12時20分	12時23分	12時26分	12時29分	12時31分	12時33分	12時35分	12時37分	12時40分	12時43分	12時45分	12時50分	12時53分	12時56分	12時58分	13時00分	13時02分	13時05分

場所	洞川バス停	センター
時間	12時45分	13時05分

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例が制定されました (平成22年4月1日全面施行)

この条例は、絶滅のおそれのある県内の希少野生動植物を守るために、特に保護を図る必要があるものを「特定希少野生動植物」に指定して、捕獲・採取を規制し、生息・生育環境を保全するとともに必要な保護管理事業を行うことを定めています。

また、提案制度など県民の皆さんとの協働の推進や、希少野生動植物に支障を及ぼす外来種の防除などの施策も盛り込んでいます。なお、違反行為に対しては、懲役・罰金刑などの罰則が科されます。条例についての詳しい内容は、県自然環境課のホームページをご参照ください。

【お問い合わせ先】

奈良県自然環境課 ☎ 0742-27-8757

奈良県ホームページ http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2614.htm

中小企業事業主の皆様退職金の準備は万全ですか？

中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

- 適格退職年金制度からの移行先です。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は全額非課税です。
- 管理が簡単です。
- 掛金以外の経費がかかりません。

くわしくはホームページをご覧ください。
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

お問い合わせ先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6

☎ (03) 3436-0151 (代表) FAX (03) 3436-040

天川村議会議長水口九郎氏が吉野郡町村議会議長会副会長 並びに奈良県町村議会議長会副会長に就任

去る5月14日に開催された吉野郡町村議会議長会総会において天川村議会議長水口九郎氏が、吉野郡町村議会議長会副会長に就任されました。

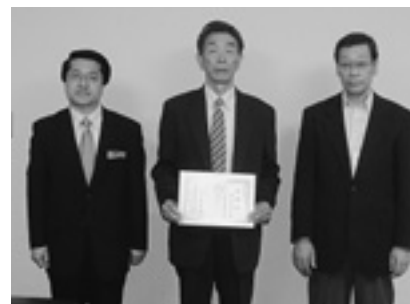
また、その後、奈良県町村議会議長会理事会において奈良県町村議会議長会副会長にも就任されることとなりました。水口議長には、健康に留意され、今後とも地域の発展のためご活躍されることをお願いします。

自衛官募集相談員に森田氏を再任

6月11日(木)、役場村長室において自衛隊募集相談員の委嘱式が行われました。募集相談員には、防衛問題及び自衛隊に関心をも



っている方、地域の事情に精通して信望がある方、特に熱意のある募集協力が期待できる方が選定されています。村では、川合の森田倉造氏が再任され、自衛隊奈良地方協力本部長・村長より委嘱状が手渡され、これから2年間(平成21年4月1日～平成23年3月31日)自衛隊の募集活動にご尽力していただくことになりました。



民生児童委員が交代しました

民生児童委員の森田久勝氏が退任され、その後任として川合の牧孝志氏が新しい民生児童委員として厚生労働大臣より委嘱されました。

担当地区は、北角から沖金地区です。新しく委員になりました牧委員には、より一層地域に密着した民生児童委員活動にご尽力いただきますようお願いいたします。

また、退任されました森田委員には、長年にわたり天川村の福祉及び地域に密着した相談活動等にご尽力いただきましたことに厚く御礼申し上げます。



平成21年度奈良県簡易水道協会会長表彰

平成21年5月20日、平成21年度奈良県簡易水道協会通常総会(檀原観光ホテル)に於いて、多年に亘る簡易水道施設の維持管理の功績が認められ、堀川通治氏(栃尾)に奈良県簡易水道協会会長表彰が付与されました。

堀川氏には、健康に留意され、今後も栃尾簡易水道事業発展のためご尽力頂きますようお願いいたします。

大台ヶ原自然体験プログラム参加者募集

「苔の森でミニエコツアー」

大台ヶ原の苔道で五感を使った自然体験を楽しみながら、大台ヶ原の自然のしくみを紹介します。1時間半ほどのプログラムです。

開催日時：7月25日(土)、8月8日(土)、8月9日(日)、
8月15日(土)、8月16日(日)、9月19日(土)、
9月20日(日)

「大台ヶ原自然観察ハイキング」

大台ヶ原をよく知るパークボランティアと東大台の周遊コースをまわりながら、雄大な自然の裏側をのぞきます。4時間半ほどのプログラム。

随時受け付けを行っていますので、お気軽にお申し込下さい。

開催日時：7月19日(日)、10月18日(日)

問い合わせ：環境省吉野自然保護官事務所

☎：0746-34-2202



保 健 事 業 の お 知 ら せ

アスベスト（石綿）ばく露健康調査が行なわれます。

奈良県では、一般環境を介した石綿ばく露の可能性のあった人を対象に、健康リスク調査を昨年引き続き実施します。この調査は、石綿の地域的なひろがりや健康被害（肺がん・中皮種・石綿肺・胸膜肥厚など）などの実態を把握するために行なわれるものです。石綿に関して不安をお持ちで、この調査に賛同いただける人は、ぜひご協力ください。

調査内容：保健所で問診をし、指定医療機関にて胸部X線・CT検査などの検診を受けていただき、健康状況の確認を頂くと共に、その結果を県及び国に情報提供いただきます。

対 象：平成元年まで奈良県に住まれ、現在も奈良県にお住まいの人。
（昨年受診されていない新規の人）（以前に受診された人には、後日県から案内があります）

検 診 料：無料

受付期間：7月～8月（*予約制です）

申し込み・お問い合わせ先：

奈良県吉野保健所 ☎0747-52-0551 月曜～金曜（祝祭日除く）9時～17時



骨粗鬆症検診を実施します！

骨粗しょう症検診を実施いたします。受診を希望される人は、ほほえみポート天川内住民課までお申し込み下さい。なお、受診いただくことができるのは下記の対象者に該当する人のみとなりますので、ご注意ください。検診にかかる費用は、無料です。

詳しい内容につきましては、申し込みをいただいた人に、後日ご案内いたします。

日 時：7月21日（火曜日）

会 場：天川村国保診療所

対 象 者：村内に住民票をおく女性で、生年月日が下記にあてはまる人。

今年度中に 40歳になる人（昭和44年4月2日～昭和45年4月1日生まれの人）

45歳になる人（昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生まれの人）

50歳になる人（昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれの人）

55歳になる人（昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれの人）

60歳になる人（昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの人）

65歳になる人（昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの人）

70歳になる人（昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれの人）



愛の血液助け合い運動 7月1日～8月31日

現在、奈良県では「愛の血液助け合い運動」を実施しています。

奈良県は、全輸血量の約13%を他府県から借り入れている状況にあり、血液不足は深刻です。より一層のみなさんのご理解とご協力を必要としています。

血液は長期間の保存ができません。輸血に必要な血液を確保しておくためには、常に多くの人々の献血への協力が欠かせません。血液は、いまだに人工的に造りだすことができないのです。

県内各地で、献血が行なわれています。移動採血車の日程表をご希望の人は、ほほえみポート天川までお問い合わせください。みなさんのご協力をお願いします！



検診や教室等の内容や申し込み方法、その他、疑問な点やご不明な点につきましては、
ほほえみポート天川 保健師までお問い合わせ下さい。 連絡先 ☎63-9110

・ごみ収集 7月の予定表

日	曜日	国保診療所		ほほえみポート天川 保健事業	ごみ収集
		午前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午後 (受付 午後1:30 ~3:30) <small>(木曜日のみ午後2:00~3:30)</small>		
16	木	休診	診察 (西尾医師)		資源1
17	金	休診			燃焼
18	土	閉館日			
19	日	閉館日			
20	月	閉館日 (海の日)			
21	火	診察	往診・検査日	骨粗鬆症検診	燃焼
22	水	診察	診察		粗大
23	木	休診	診察 (西尾医師)		資源1
24	金	診察	診察		燃焼
25	土	閉館日			
26	日	閉館日			
27	月	診察	診察		燃焼
28	火	診察	往診・検査日		不燃
29	水	診察	診察		粗大
30	木	休診	診察 (西尾医師)		資源1
31	金	診察	診察		燃焼

見える所に貼り、ご活用下さい。



国保診療所・ほほえみポート天川

日	曜日	国保診療所		ほほえみポート天川 保健事業	ごみ収集	
		午前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午後 (受付 午後1:30 ~3:30) <small>(木曜日のみ午後2:00~3:30)</small>			
1	水	診察	診察		粗大	
2	木	休診	診察(西尾医師)	うさちゃんくらぶ10:30~	資源1	
3	金	診察	診察		燃焼	
4	土	閉館日				
5	日	閉館日				
6	月	診察	診察		燃焼	
7	火	診察	往診・検査日		不燃	
8	水	診察	診察	歯科健診13:00~	粗大	
9	木	休診	診察(西尾医師)		資源1	
10	金	診察	診察		燃焼	
11	土	閉館日				
12	日	閉館日				
13	月	診察	診察		燃焼	
14	火	診察	往診・検査日		資源2	
15	水	診察	診察		粗大	

*医師が不在の時は、投薬できませんので、薬の切れる方は、早めに受診して下さい。

介護保険料が改正されます

介護保険制度では、3年に1度の介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料を設定しております。このため、平成21年度より介護保険料が改正されます。

平成21年度介護保険料

段 階	対 象 者	年間保険料金額	
		改 正 前	改 正 後
第 1 段 階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	27,200円	22,560円
第 2 段 階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	32,640円	27,070円
第 3 段 階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	40,800円	33,840円
第4段階の1	住民税課税世帯で本人が住民税非課税なおかつ公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方		39,260円
第4段階の2	住民税課税世帯で本人が住民税非課税の方 (第4段階の1以外の方)	54,400円	45,130円
第 5 段 階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	68,010円	56,410円
第 6 段 階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	81,610円	67,690円

介護保険料は基準額をもとに、みなさんの所得に応じた負担割合によって、介護保険料額が決定されます。この基準額は、通常ならば3年間変わることはありません。

しかし平成21～23年度に限っては、介護報酬の改定に伴う国の財政措置により、特例として基準額の一部を国が負担するため、下の図のように段階的に本来の基準額（3,868円）になるよう、特例措置が図られることになりました。

このため、平成21年度の基準額は3,761円として介護保険料を算定しています。

国が負担する分 (107円)	国が負担する分 (54円)	基準額 3,868円
基準額 3,761円	基準額 3,814円	
平成21年度	平成22年度	平成23年度

さらに新たな軽減措置として、今までの第4段階を、さらに「第4段階の1」「第4段階の2」に分割し、所得の低い方の負担が大きくなるよう、第4段階を軽減した「4段階の1」を設けました。

※ みなさん1人ひとりの納める保険料が、介護保険制度を支えています。保険料の納付にご協力をお願いいたします。

平成21年度長寿医療制度保険料について

平成21年度後期高齢者医療保険料について平成20年度途中から保険料が軽減された影響により4月・6月・8月の特別徴収（年金天引き）ができなくなった方がおられます。これらの方には、7月上旬に保険料賦課決定通知書と一緒に納付書を送付いたしますので7・8・9月分はこの納付書により、金融機関等から保険料を納めてください。また、ほとんどの方は自動的に、10月から特別徴収（年金天引き）となります。

長寿医療制度の保険料のお支払い方法について

平成21年度以降の保険料のお支払いは、以下の2通りの方法からお選びいただけます。※年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方は、口座振替又は納付書によるお支払いとなります。

①「年金」からのお支払い

特にお手続きいただく必要はありません。

②「口座振替」でのお支払い

役場住民課にてお手続きください。

長寿医療制度における保険料軽減措置について

平成21年度においては、従来の保険料軽減措置（均等割の7割、5割又は2割軽減措置）に加え、以下の軽減措置を行います。「保険料額決定通知書」に軽減額等が記載されていますので、ご確認ください。

- ① 世帯内の「長寿医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の方
→ 本来は均等割が7割軽減ですが、平成21年度は8.5割軽減となります。
- ② ①の方のうち、世帯内の「長寿医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で
他の所得がない※世帯の方
※ 給与収入等がある場合でも、控除後の所得が0円である場合です。
→ 平成21年度から均等割が9割軽減となります。
- ③ 長寿医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方
→ 平成21年度は均等割が9割軽減となります。
- ④ 年金収入が153万円以上211万円以下の方
※ 給与収入等がある場合でも、控除後の所得が91万円以下である場合は対象となります。
→ 平成20年度と同様に所得割が5割軽減となります。

平成21年8月から使用する被保険者証は7月中旬に発送予定です。

天川村 住民課 長寿医療（後期高齢者医療）係 ☎63-0321

～ 保険料免除制度の申請はお早めに！ ～

平成21年度の免除申請は**7月**から受付が始まります。

国民年金には、経済的な理由等で保険料（平成21年度の保険料月額：14,660円）を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。【前年所得の審査があります。】

保険料免除申請は、保険料の全額が免除される「**全額免除**」、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「**一部納付（3/4納付、半額納付、1/4納付）**」があります。

また、30歳未満の方には、「**納付猶予（若年者納付猶予制度）**」が、学生の方には「**学生納付特例制度**」があります。

（前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請の申出をされている方は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか、審査を行いますので申請は不要です。ただし、**所得の申告を**されていない方は、**審査ができませんので、所得申告は忘れずに行ってください。**）

【申請して承認されるとその期間は・・・】

	全額免除	3/4納付	半額納付	1/4納付	納付猶予	保険料未納
年金を受ける資格期間には	算入されます。					算入されません。
保険料を納めた場合と比べて年金額は	3分の1で計算(注)	6分の5で計算	3分の2で計算	2分の1で計算	計算されません。	計算されません。
障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料納付済期間と同じ扱いです。					年金を受給できない場合あり。
後から保険料を納付する場合（追納）	10年以内なら納めることができます。					2年以内

※ 【3/4納付】【半額納付】【1/4納付】の承認を受けた場合、その一部の保険料を納付されないと、その承認期間は保険料未納期間となりますので、ご注意ください。

※ 追納する場合の保険料額は、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。（追納にはお申し込み後送付させていただく納付書が必要です）

（注）平成21年5月8日現在で表記しており、法律施行後は2分の1に引き上げられ、一部納付の割合も併せて変更されます。

【承認期間は・・・】 7月から翌年の6月まで

【審査結果（承認・却下）は・・・】 後日郵送でお知らせします。

（ 全額免除・納付猶予の承認を受けられた方が、翌年度以降も引き続き全額免除・納付猶予の申請を希望される場合は、翌年度からは申請書の提出が不要となります。ただし、失業又は震災等による損害を受けたことを理由とした全額免除・納付猶予又は一部納付の場合は、毎年の申請が必要となります。

【申請先・・・】 市町村の国民年金担当窓口まで（年金手帳・印鑑等をご持参ください。）

詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの社会保険事務所まで

- 奈良社会保険事務所 ☎0742-35-1370
〒630-8512 奈良市芝辻町4-9-4
- 大和高田社会保険事務所 ☎0745-22-3531
〒635-8531 大和高田市幸町5-11
- 奈良社会保険事務局桜井事務所 ☎0744-42-0033
〒633-8501 桜井市谷88-1

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

奈良社会保険事務局運営課・天川村



洞川エコミュージアムセンター 平成21年度 自然観察会のご案内

⑤ 親子で挑戦！夏休み第2段

ヒンヤリ鍾乳洞と名水の秘密

8月8日（日）13:00～16:30

真夏なのに洞窟の中はヒンヤリいや寒い！関西では珍しい鍾乳洞探検と有名な名水の秘密？

【集合場所】洞川エコミュージアムセンター 【講師】元小学校理科研究会長 中尾勝一先生

【持ち物】水筒・帽子・タオル・雨具・筆記用具・すべりにくい靴等 【参加費】2,000円（入洞料含）

⑤ 親子で挑戦！夏休み第3段

簡単バームクーヘン作り&クラフト

8月23日（日）13:30～16:00

今年もやります！毎回大好評のバームクーヘン作りとクラフトに挑戦。

【集合場所】洞川エコミュージアムセンター 【講師】洞川エコミュージアムセンターパークボランティアのみなさん

【持ち物】帽子・タオル・軍手・汚れても良い服装・飲み物各自 【参加費】1,500円

【申込み・問合せ先】〒638-0431 奈良県吉野郡天川村洞川784-32 洞川エコミュージアムセンター

☎0747-64-0999 ☎0747-64-0888 <E-mail> eco@vill.tenkawa.lg.jp

※ 参加費の一部は天川村の自然を守る「山癒の里基金」に寄附させていただきます。

議会だより

平成二十一年第二回臨時会をしました。

平成二十一年第二回天川村議会臨時会が、五月十七日に招集され開会されました。

会期については五月二十七日の一日間と定め、原案のとおり許可、可決して閉会しました。その概要を報告します。

許可事項

◇「事件の訂正」について

平成二十一年三月議会で提出された、議案第九号特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、村長より、村長及び副村長の報酬月額を時限的な減額改正とするため「事件の訂正請求」が提出され「事件の訂正」が許可されました。

可決事項

◇「条例について」

◇天川村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

◇特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

▽民間給与の実態を踏まえ、六月の期末手当の支給月数と暫定的に引き下げようとするものです。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

▽医師の処遇改善のため、初任給調整手当てを改正しようとするものであります。民間給与の実態を踏まえ、六月の期末手当の支給月数を暫定的に引き下げようとするものです。

平成二十一年第二回定例会をしました。

平成二十一年第二回天川村議会定例会が、六月

十二日に召集され開会しました。会期については六月十八日までの七日間と定め、原案のとおり承認、可決、同意して閉会しました。定例会の概要を報告します。

承認事項

◇「条例について」

◇天川村税条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについて

▽固定資産税に係る税制改正に伴い、住宅用地の負担調整措置制度等による所要の改正を行ったものであります。

◇天川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

▽国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額の引き上げに関する改正を行ったものであります。

◇「予算について」

◇平成二十年度天川村一般会計補正予算（第八号）の専決処分の承認を求めることについて

▽七六千円を増額し、総額を二、二七〇、九〇一、千円としたものです。

◇平成二十年度天川村下水道事業特別会計補正予算（第三号）の専決処分の承認を求めることについて

▽七、七五〇千円を減額し、総額を一三四、七三四千円としたものです。

◇平成二十年度天川村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）の専決処分の承認を求めることについて

▽四、〇〇〇千円を減額し、総額を二七五、七二三千円としたものです。

◇平成二十年度天川村老人保健特別会計補正予算（第三号）の専決処分の承認を求めることについて

▽歳入のうち款項の区分ごとの補正を行ったものであり、予算総額変更はありません。

◇平成二十年度天川村河川簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）の専決処分の承認を求めることについて

▽四、〇〇〇千円を増額し、総額を二五、一三〇千円としたものです。

◇平成二十年度天川村栃尾簡易水道事業特別会計補

正予算（第一号）の専決処分の承認を求めることについて

▽六〇〇千円を減額し、総額を三、一九四千円としたものです。

◇平成二十年度天川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第三号）の専決処分の承認を求めることについて

▽四六五千円を増額し、総額を三五、七五一千円としたものです。

報告事項

◇平成二十年度天川村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◇平成二十年度天川村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

▽平成二十一年度に繰越した事業について、事業ごとに繰越計算書により報告を行ったものであります。

議決事項

◇「条例について」

◇特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

▽村長公約による給与月額の時限的な改正を行うものであります。

◇職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例について

▽職員の一週間あたりの勤務時間について、所要の改正を行うものであります。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

▽職員の勤務時間の改正に伴い、地方育児法で定める勤務時間について、所要の改正を行うものであります。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

▽職員の勤務時間の改正に伴い、再任用短時間勤務職員の時間外手当の取扱について、所要の改正を行うものであります。期末勤労手当の際の役職加算を当面の間、加算しないよう改正を行うものであります。

◇天川村税条例の一部を改正する条例について

▽住民税に関する税制改正に伴い、個人住民税にお

ける住宅ローン特別控除の創設等により、所要の改正を行うものであります。

◇天川村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について ▽乳幼児から児童、生徒（満十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの者）までの医療費の助成範囲の拡充と定額負担金の撤廃について、所要の改正を行うものであります。

◇天川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について ▽国民健康保険税の軽減措置等について、所要の改正を行うものであります。

◇天川村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について ▽議員提案により、議員の報酬月額を減額しようとするものであります。

補正予算について

◇平成二十一年度天川村一般会計補正予算（第一号）について ▽二六六、〇三二千円を増額し、総額を二、一〇六、九八一千円とするものです。

◇平成二十一年度天川村下水道事業特別会計補正予算（第一号）について ▽三、一四五千円を増額し、総額を一七六、八四七千円とするものです。

◇平成二十一年度天川村介護保険特別会計補正予算（第一号）について ▽四八七千円を増額し、総額を二二三、八〇四千円とするものです。

◇平成二十一年度天川村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）について ▽款項の区分ごとの補正を行ったものであり、予算総額変更はありません。

契約の締結他

◇移動通信用鉄塔施設整備事業（庵住地区）無線機器購入に係る物品売買契約の締結について

◇移動通信用鉄塔施設整備事業（籠山地区）無線機器購入に係る物品売買契約の締結について

▽庵住地区並びに籠山地区に整備している携帯電話の鉄塔に設置する無線機器の購入に関するものです。

◇辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につ

いて ▽平成二十一年度から平成二十五年まで五年間で事業を実施するに当たり、既定の計画を変更しようとするものです。

◇天川村過疎地域自立促進計画の一部変更について ▽平成二十一年度の事業について変更が生じたため、変更しようとするものです。

同意事項

◇人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めるところについて ▽天川村大字洞川二七四番地 小西実氏を人権擁護委員の候補者とする事に同意がされました。

一般質問

最終日（十八日）に一般質問がありました。

◇阪谷議員の質問 ▽旧西小学校及び旧天之川小学校の跡地利用について、企業誘致等も含め今後の跡地利用のついてどのように考えておられるのか。

◇村長答弁 ▽村では、平成十八年より遊休となっている旧学校施設への企業誘致を行うため、プロジェクトを立ち上げインターネット等で利用者の募集を行いました。

旧西小学校は「株式会社あじみや」、旧天之川小学校は、「ユニテックメディアカル株式会社」がそれぞれ応募され、入居に向けた条件調整やその他の調査等が進められましたが、二件ともそれぞれ条件が整わず不調となり交渉が終了しました。

企業の誘致につきましては、施設の有効活用と雇用の場の確保、定住人口の獲得の意味からも、鋭意取り組まなければならない重要な課題であると認識いたしております。

今後は、地元とも協議しながら、継続して取り組みを進めたいと考えております。

◇阪谷議員の質問 ▽村民から事業等を行うため借りたいと申し出があれば、校舎の一部或いは全部を借りることが出来ますか。また、旧天之川小学

校の遊具の点検管理についてもお聞かせ願います。

◇村長答弁 ▽旧学校施設の利用については、村内あるいは村外の区別は行っておりませんので、地域の了承が得られ、且つ地域で一定人数の雇用を創出する等の諸条件がクリアされるのであれば、村民からの利用申請についても、区別なくお話しさせていただきます。

施設の一部分利用については、企業誘致を進める上で、利用条件の調整において大きな阻害要因となりかねません。施設を一括して管理すると言うことが誘致の条件になることもありまことから、雇用人数の確保や使用の内容、事業所の設立等の諸条件を十分に精査させていただき、対応を行いたいと思います。

旧天之小学校の運動場に設置されています遊具につきましては、周辺の子どもたちが日々使用いたしております。

村では村内の学校遊具の定期点検の際に併せて、旧天之小学校分の点検も行っています。これについては今後も行う予定でございます。

◇阪谷議員の質問 ▽遊休公有地及び公有施設の今後の管理についてどのように考えておられるか。

◇村長答弁 ▽遊休公有地及び公有施設につきましては、三年前に現地調査を終え、その後庁内の関係者による協議の中で一定の方向づけがなされています。

まず、和田地区にあります磨き丸太乾燥庫は、銘木生産組合及び林研グループの方と協議した結果、奥の倉庫については、林研グループが引き続き使用したいとのことでしたので、そのままとし、手前の乾燥庫につきましては、使用することがないとのことでしたので、売却の方向で検討をして参りたいと考えています。同じく教職員住宅については、地元の地区に利用についての声かけを行ないましたが、地元も不要とのことでしたので、財産処分期限を待つて、用地の問題等もありま

すので、住宅としての多様な活用も視野に入れた検討をしていきたいと考えています。

次に南日裏地区にあります林産物加工施設につきましましては、既に内部の木工機械器具等は、村内で募集をかけて処分いたしました。施設は、ご質問にもありましたように、ミニニューティバスの車庫として使用できるように、内部の壁の補修や段差解消のための改修しております。また、テニスコート及びスポーツ広場は、家族旅行村の附帯施設としてきた経緯があり、今後のことにつきましては南日裏区と協議をしながら検討していきたいと考えています。

その他使用されていない公有施設につきましましては、使用できる状態なのかを含めた判断をしながら、取り壊しも視野に入れた検討をしていきたいと考えています。

◇**阪谷議員の質問** ▽近隣住民への迷惑にならないよう、適切な管理をしていただきたいと思いが村長いかがですか。

◇**村長答弁** ▽施設が存在が周辺住民の迷惑とならない様、草刈や破損箇所の手入れ等、できる限りの対応はさせていただきます。

◇**奥田議員の質問** ▽長期総合計画及び過疎地域自立促進計画について、どのような観点から計画を策定されるのか所信をお聞かせ下さい。

◇**村長答弁** ▽長期総合計画については、村の設計図と言つてよいほど、大切な計画だと考えております。

現在の計画は、平成十二年三月に策定され、「豊かな自然・歴史とともに誰もが住みよい天川村」を将来像と定め、その計画にそつて、今日まで、それぞれの重点プロジェクトが展開されてきました。

これから策定を予定いたしております十年間の計画につきましては、今までの計画を基調として、環境と共生する快適で潤いのある豊かな生活基盤づくりを目指す一方、近年の人口減少に少しでも

菌止めをかけるべく、少子化に対応する子育て支援や、定住人口の確保のための雇用創出、産業育成等を盛り込んだものとしたいと考えております。

いずれにしましても、今年一年をかけまして、村の将来像を明確にしつつ、村の方向性を探つていきたいと思っております。

尚、この計画の策定にあたりましては、住民代表の方、議会代表の方、または関係機関の代表者の方で構成される「天川村長期基本構想審議会」を設置し、皆様のご意見を頂戴しながら進めていく予定であります。

過疎自立促進法については、本年が最終年度となつておりますが、新たな新過疎法制定のための取り組みが展開される中で、天川村といたしましても鋭意努力していきたいと考えております。

過疎計画の策定につきましては、長期総合計画を基本に、より優位に諸事業の展開が図れるよう取りまとめたいと思っております。

◇**奥田議員の質問** ▽坪内地区に架設される弥山橋について地元対応等今後の計画をお伺いいたします。

◇**村長答弁** ▽弥山橋の架け替えにつきましては、たび重なる坪内区からの要望に応えるため、このたび事業の実施を決断いたしました。今後計画が具体化した段階で住民説明会を開催してまいりたいと思っております。

次に橋の延長につきましては、奥田議員からお話のありましたとおり、村内で自動車道として一番長い橋であり、現在二本の橋脚により橋が架設された状況になっております。増水等による対策としてできる限り橋脚のない橋の計画をしたいのですが、橋長が六十五mとなることもあり、地形や構造上の問題から橋脚を二本から一本に減らした橋梁の架け替えの予定となっております。今後は詳細設計を実施しながら水の抵抗を受けにくい橋脚の位置や工法等を検討しながら少しでも増水

時における影響を緩和できるよう検討してまいりたいと思っております。

また、工事期間中の通行止めにつきましましては、今後二年余りにおいて地域住民の方には、通行止めによる迂回、バス等の乗り降りなど色々ご不便をおかけすることになりますが、ご理解ご協力いただき、交通量の多くなる期間においては、警備員の設置や看板等の対策を行いながら事業を実施してまいります。

◇**弓場議員の質問** ▽間伐材をエネルギー源としての利用を、村長は選挙公約として考えておられたが、今後どのように進めていくのか方針を伺いたい。

◇**村長答弁** ▽間伐材の利用促進については、昨今、化石燃料の高騰、二酸化炭素の削減等環境に対する配慮が重要視され、環境に優しいバイオエネルギーの活用が叫ばれております。環境問題に対する色々な諸施策が実施される中、本村においても原油の高騰が三つの温浴施設等に大きな影響を与えておりますことは、言うまでもありません。

また、本村の主要産業である林業の衰退が招く諸問題も累積しておる状況であります。以上の実情を鑑み、私の公約の一つでもあります、間伐材の有効利用の一環としてバイオマス燃料の実現に向けた調査、研究に早急に取り組む所存であります。

その後の、調査、研究の結果においては、色々弊害が出てくることも予想されますが、需要と供給のバランスやコスト面など総合的な判断のもと、間伐材の利用を促進するための様々な選択肢も視野に入れ、今後の進むべき方向を定めて参りたいと考えております。



**頭痛、
あきらめていませんか**

慢性的な頭痛に悩む人は、我が国で約三千万人いると言われていますが、そのなかで、実際に医療機関で診察・治療を受けている人は三割にすぎません。その原因は、「頭痛持ち」という言葉があるように、持病としてあきらめている人が多いからではないでしょうか。

頭痛は、原因や症状をきちんと把握し、適切な対策をとれば症状をやわらげることは十分可能です。

慢性頭痛の原因のほとんどは、緊張性頭痛と血管性頭痛との二つです。

緊張性頭痛は、頭全体がしめつけられたり、はちまきを強く巻いたようなにぶい痛みがあります。目の奥が痛んだり、肩や首が凝り、めまいを伴う場合も多くみられます。緊張性頭痛は、「ストレス頭痛」とも呼ばれることがあり、文字どおり身体的ストレス、精神的ストレスが主な原因となっています。

この緊張性頭痛は、慢性頭痛の七〜八割を占めると言われています。

血管性頭痛は、頭部の血管の拡張によって起こる頭痛を言い、片頭痛（必ずしも片側だけとは限りません）と言われるものです。ズキンズキンと脈打つような強い痛みが特徴で、吐き気を伴う場合もあります。また、前兆（頭痛が起こる前の症状）として、目がチカチカしたり、目が見えにくくなったりすることもあります。

以上のように、頭痛とひと口に言っ

ても、その症状はさまざまで、原因も異なります。慢性の頭痛であきらめている人も、一度、医療機関を受診してください。

奈良県医師会

放送大学

十月生募集のお知らせ

放送大学では平成二十一年度第二学期（十月入学）の学生を募集中です。

放送大学はテレビ等の放送を利用して授業を行う通信制の大学です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

出願期間は八月三十一日まで。資料を無料で差し上げています。

お気軽に放送大学奈良学習センター（☎〇七四二一七七八七〇）までご請求下さい。放送大学ホームページでも受け付けております。

暴力相談窓口

暴力団の被害に遭ったときはもちろん、暴力団の悪事を見たり聞いたりしたときは、お早めに相談・連絡をお願いします。

中吉野警察署

☎〇七四七五三〇二一〇

暴力相談電話（財）奈良県暴力団

追放県民センター

☎〇七四二一四八三七四

暴力110番（奈良県警察本部組織

犯罪対策第二課）

☎〇七四二一五〇一〇

暴力団離脱相談電話

☎〇七四二一三一九三八四
けん銃110番
☎〇七四二一三二一〇七四

自衛官各種目募集のご案内

募集種目

任期制自衛官「二等陸・海・空士」
一般曹候補生・航空学生

受験資格

任期制自衛官…一般曹候補生・一八歳以上二十七歳未満の者・航空学生・高卒（見込含む）二十一歳未満の者

受付期間

平成二十一年八月一日〜二十一年九月十一日まで

試験日時

任期制自衛官…平成二十一年九月十六日（水）〜二十日（日）の（内一日）
一般曹候補生…平成二十一年九月十九日（土）
航空学生…平成二十一年九月二十三日（水）

一次合格発表

任期制自衛官…受験時にお知らせします。

一般曹候補生…平成二十一年十月二日

航空学生…平成二十一年十月九日

その他（任期制自衛官）

1任期 陸士…二年 海・空士…三年

2任期目以降は一任期二年

お問い合わせ

自衛隊五條地域事務所 ☎〇七四七二一三七八九

てんいち先生



天川村社会福祉協議会

金、96,090円

天川村ボランティア

やすらぎ 様

(カラオケ大会寄付金より)

ありがとうございました

幼稚園だより

心豊かにたくましく生きる子どもたち

強い歯になろう！ ～歯磨き教室～

6月4日から始まった歯の衛生週間にあわせ、6月5日歯科衛生士・保健師さんのご指導のもと、正しい歯磨き方法の習得と虫歯予防の意識が高まることを目的に、幼稚園で歯磨き教室を開催いたしました。

歯科衛生士・保健師さんに紙芝居や歯の模型、歯ブラシを用いて、丈夫な歯をつくるための留意事項や歯磨き指導をしてもらいました。

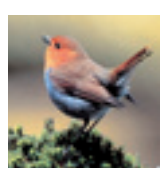
園児たちは、日ごろの歯磨きで磨き残しを手鏡でチェックしながら正しいブラッシング方法を体験することが出来ました。



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

川の国 木の国 天の国

誰もが清らかなで力強さのある流れのように
 ●スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
 ●自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。

誰もが天と地の恵みで育つように
 ●郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
 ●共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

誰もが満天に輝く星のように
 ●一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
 ●ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

